

2020年7月22日制定

2020年9月1日改正④

運営会議

「新型コロナウイルス感染症」への対応について（第十報）

本学では「新型コロナウイルス」の感染拡大防止を図り、「命を守る行動」を最優先に、国及び地方自治体の方針等を踏まえ、全学的に取り組んでいます。

については、政府が示す「新しい生活様式」の実践とともに、新潟県による「県民の皆様へのお願い」や直近の状況を踏まえた本方針について、ご協力いただきますよう宜しくお願いします。

なお、引き続き利用を制限する施設やサービス等については、今後状況をみて段階的に再開を判断する予定です。

記

1. 適用期間：当面の間

2. 実施する内容

(1) キャンパスへの入構制限について

《学生各位》

＜入構を認める用務等＞

学生は、次の用務に限りキャンパスへ入構できるものとし、用務が済んだら速やかに帰宅するものとします。

- ・授業（実験・実習等）
- ・研究活動（研究室担当教員が、活動時間帯を指定します。）
- ・「図書館」の利用
- ・「事務室」における用務
- ・「学生相談部門（カウンセリング）」の利用（要予約）
- ・「キャリア支援室」の利用（要予約）
- ・自習（指定された場所のみ可）
- ・（遠隔授業実施期間中）遠隔授業を受講するうえで自宅に通信等の環境が整っていない場合や、遠隔授業と実験・実習等の間隔が短く、移動に要する時間が不足する場合の学内での遠隔授業の受講（キャンパスにおける滞在学生数を極力少なくするため、自宅に通信等の環境が整っている場合は、該当科目を可能な範囲で自宅において受講してください。）

<研究活動を行う場合の注意事項>

・大学院学生や卒業研究の研究活動については、研究室担当教員による活動時間帯の指定を受けたうえで、指示に従って研究活動を行ってください。

なお、夜間及び土休日の滞在は、厳に避けてください。

・研究室担当教員は、下記の事項について対応してください。

①学生ごとに研究を行える時間帯を指定するなど、同時時間帯における滞在人員がクラスター（集団）発生の高リスクとされる「3密」の状態にならないよう、滞在人員を調整してください。

②配属学生の入退構を把握するとともに、配布された研究室ごとの入構台帳へ記載することにより記録を残してください。

③下記のキャンパス滞在可能時間帯に関わらず、学生ができるだけ早めに帰宅できるよう、配慮してください。

なお、夜間及び土休日における活動時間帯の指定は、厳に避けてください。

<キャンパス滞在可能時間帯>

滞在可能時間	平日 7：30～21：00
--------	---------------

なお、夜間及び土休日の滞在は、厳に避けてください。

《感染症対策の徹底》

・入構する方（学生、教職員及び委託業者社員を除く。）は、入退構時に受付で「入構台帳」に記帳してください。（所属・氏名、入退構時刻、体温、目的を記入）

・入構に当たり、下記の「感染症対策」を徹底してください。

[感染症対策]

・入構する全ての方は、キャンパス内では必ず「マスク」を着用してください。

・新型コロナウイルス感染症対策の基本となる、「手洗い」（または手指消毒剤による消毒）及び「咳エチケット」を励行してください。

・入構者は、あらかじめ自宅において体温を計測し、目安として37.5度以上の発熱がないことを確認してから、入構してください。（新津キャンパスではA棟「正面エントランス」及びC棟「学生ホールエントランス」、新津駅東キャンパスでは「正面エントランス」及び「エレベーターホール」にて、検温ができます。）

・学生は、毎日の起床時の体温を測定し、自覚症状の有無をチェックしたうえで、大学から配布される「健康記録カード」に記録し、通学時にはカードを所持して入構してください。アドバイザー教員若しくは研究室担当教員は、学生が所持する「健康記録カード」を必要に応じて確認し、学生の健康状態を把握するものとします。

・風邪の症状や目安として37.5度以上の発熱がある場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、嗅覚（におい）や味覚の障害がある場合は、入構を控えて

ください。

《学外者の方》

- ・不急のご来訪については、感染拡大防止の観点から、お控えください。なお、入構を要する場合は、各キャンパスの「正面エントランス」から入構のうえ、できるだけ短時間に用務を済ませてください。
- ・本学との共同研究契約等に基づく学外研究員の方は、本方針の遵守を前提に、学内において研究に従事することができます。
- ・打合せ等は、できるだけメールやインターネットを介して行うことを推奨します。

《納入業者の方》

- ・各キャンパスの「正面エントランス」から入構のうえ、できるだけ短時間に納入を済ませてください。

(2)授業形態等について

- ・後期の授業については、これから冬季に向けた感染動向について予測が難しいことから、「命を守る行動」を最優先とするため、「面接授業（対面授業）」と「遠隔授業」の併用を基本として実施します。詳細は、別途 Portal NUPALS を通じて連絡します。ただし、感染拡大に伴い、授業形態を変更する可能性があります。
- ・実験・実習科目については、感染拡大防止対策を講じたうえで、「面接授業（対面授業）」の形態により行います。
- ・大学院については、原則として、学部と同様の対応となります。大学院学生は、大学から連絡される内容により、詳細を確認してください。

(3)研究室、実験・実習時における注意事項について

- ・実験室及び居室（スタッフルームを含む）の換気を行う。（窓とドアは常時開放する。）
- ・全員による「手指消毒」を励行する。
- ・実験時における、マスク、保護メガネ等の着用を徹底する。（必要に応じて手袋を着用する。）
- ・実験前後における、実験者が触る部分（実験機器、設備等）のアルコール消毒を徹底する。
- ・学生実験室内における学生の移動による密集、密接を避けるように、教員が誘導する。
- ・グループ操作を避け、個別操作となるような学生実験内容の工夫を行う。
- ・座席の配置、スタッフとの距離を保つよう工夫する。
- ・同時時間帯における滞在人員が「3密」の状態にならないよう、滞在人員を調整する。

(4)学外実習について

《臨床実務実習について》

・臨床実務実習については、「臨床実務実習における『新型コロナウイルス感染症』への対応について」及び「臨床実務実習の実施方針」等に基づき、運用します。また、一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習関東地区調整機構などから実習について大学へ要請等があった場合は、要請等を踏まえて対応します。

・実習担当教員による実習先訪問については、実施を可能とします。ただし、実習担当教員は、実習先に連絡のうえ、訪問受入れの了解を得て訪問するとともに、実習先の都合を最優先してください。実習先の事情により、訪問受入れの了解が得られない実習先については、了解が得られるまでの間、訪問を控えるものとします。

(詳細については、臨床実務実習連携システムをご参照ください。)

なお、訪問再開後、国や地方自治体が「緊急事態宣言（特定警戒）」あるいは「移動の自粛要請」の対象地域等を指定した場合には、これらの地域にある実習先への訪問を、中止します。

《教職関係の実習について》

・教育実習、介護等体験については、これらの実習を受け入れる各学校への新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し、弾力的な取扱いや留意事項を示す文部科学省からの通知等を踏まえて、適切に実施するものとします。

《その他》

・受け入れ先の大学等の方針に基づき、研究活動に取り組むことを可能とします。

・フィールドワーク等、学外で実施される授業については、教員が常に同行することを条件に再開します。

・活動再開後、国や地方自治体が「緊急事態宣言（特定警戒）」あるいは「移動の自粛要請」の対象地域等を指定した場合には、これらの地域にあるフィールドワークの実施を、中止します。

(5)キャンパス等の運用について

《共通事項》

・キャンパス等の運用に当たっては、「3密」の状態をつくらぬよう十分注意することを、原則とします。

(3つの密(3密))

- ①密閉：換気の悪い密室空間
- ②密集：多数が集まる密集場所
- ③密接：間近で会話や発声をする密接場面

《新津キャンパス》

- ・学生は、A棟「正面エントランス」またはC棟「学生ホールエントランス」から入構してください。
- ・教職員及び一部の委託業者社員は、入退管理装置が設置されたドアから「キャンパスカード」（教職員証等）により入構してください。

<カフェテリア>

- ・カフェテリアについては、昼食の弁当販売に限定して営業します。

営業時間 平日 11:30～13:30

- ・カフェテリアの開放時間については、次のとおりとします。

開放時間 平日 10:30～17:00

なお、12:00～13:00は食事優先時間帯として、食事の終わった方は速やかに座席を空けてください。また、自習のための利用は、避けてください。

<購買>

- ・購買（コンビニ）については、営業時間を短縮して営業します。

営業時間 平日 8:15～17:00

<図書館>

- ・図書館については、通常のように利用できますが、時間を短縮して開館します。
なお、館内が密になる場合は、入館を待ってもらうことがあります。

開館時間 平日 9:00～16:00

<情報実習室>

- ・情報実習室については、授業等を実施していない時間帯において、レポートやレジュメ等の「印刷」に限定し利用を可とします。滞在時間は原則30分以内とし、レポートの作成や調べ学習等、長時間にわたる滞在はできません。
- ・利用時は、「手洗い」（または手指消毒剤による消毒）及び「マスクの着用を含む咳エチケット」を励行するとともに、隣り合って座ることのないようソーシャルディスタンスに注意してください。（原則、滞在可能人数は隔席で30人程度までとします。）

開室時間：平日 9:00～17:00

<自習室>

- ・自習室については、短縮して開放します。

開放時間 平日 9:00～17:00

<閉室（休業）する施設・サービス>

- ・次の施設やサービスは、閉室（休業）とします。（授業等を除く。）

体育館等の運動施設、F棟（薬学部研究棟）セミナー室、学修サポート室、L棟（部室棟）

《新津駅東キャンパス》

- ・学生は、「正面エントランス」または「駐車場側通用口（要学生証）」から入構してください。

- ・教職員及び一部の委託業者社員は、入退管理装置が設置されたドアから「キャンパスカード」（教職員証等）により入構してください。
- ・「APPホール」の開放は、中止します。
- ・図書館分室（APPライブラリ）は、通常のように利用できますが、時間を短縮して開館します。なお、利用するときは、事務室に申し出てください。
- ・自習室については、短縮して開放します。

開放時間 平日9：00～17：00

《スクールバス》

- ・スクールバスの運行ダイヤは、本学ホームページの「スクールバス時刻表」を確認してください。

《薬用植物園、薬草・薬樹交流園》

- ・閉園とします。

(6)各種手続・連絡先

- ・遠隔授業に関する質問や技術的な相談に対応する「遠隔授業ヘルプデスク」を設置しますので、希望者は利用してください。

≫遠隔授業ヘルプデスク メールアドレス：enkaku-support@nupals.ac.jp

- ・「教務課」では、修学（履修や授業計画等）に関する質問や相談に応じます。

≫修学相談窓口 メールアドレス：shugaku-support@nupals.ac.jp

- ・「学生支援課」では、学生生活に関する一般的な質問や相談のほか、新型コロナウイルスによる影響で学納金の納付に支障が生じた場合の相談にも応じます。

≫学生支援相談窓口 メールアドレス：gakusei-support@nupals.ac.jp

- ・学生支援総合センター「学生相談ルーム」では、学生生活や私生活における悩みや困りごと等の各種相談（カウンセリングを含む）に応じますので、希望者は予約のうえ利用してください。

≫学生相談ルーム 予約サイト：学生支援総合センターHP（メールフォーム）

- ・学生支援総合センターでは、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方や心配な方からの相談に応じます。

≫新型コロナウイルス専用 メールアドレス：gakuseisoudan@nupals.ac.jp

≫電話番号：0250-28-5397（学生支援課）

・学生支援総合センター「学修支援部門」では、オンラインによる学習相談を行います。希望者は「学修サポート室」まで、メールで問い合わせてください。

≫学修相談専用 メールアドレス：nss@nupals.ac.jp

・「キャリア支援室」では、就職に関する相談に応じますので、希望者は予約のうえ利用してください。詳細は、ポータルサイト等を確認してください。

≫就職相談専用 メールアドレス：careersoudan@nupals.ac.jp

≫予約専用 電話番号：0250-25-5355（キャリア支援室）

(7)風邪症状が見られる場合や感染した場合等について

《相談・受診の前に心がけること》

・発熱等の風邪症状が見られるときは、登校／出勤せず、自宅待機のうえ、外出を控えてください。なお、この場合において、学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはしません。（2文科高第238号令和2年6月5日付け、文部科学省高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」に基づき運用する。）

・学生支援総合センターでは、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方や心配な方からの相談に応じます。

≫新型コロナウイルス専用 メールアドレス：gakuseisoudan@nupals.ac.jp

≫電話番号：0250-28-5397（学生支援課）

・発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温と症状を記録しておいてください。
・基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談してください。

《帰国者・接触者相談センター等に相談する目安》

・少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、登校／出勤せず、自宅待機のうえ、すぐに「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）なお、この場合において、学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはしません。

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない

ない方も同様です。)

※「帰国者・接触者相談センター」に相談したら、その後、速やかに大学に報告してください。

○新潟県ホームページ（帰国者・接触者相談センター一覧）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/corona-center.html>

《濃厚接触》

・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機の指示を受けた場合は、保健所から指示された期間、登校／出勤せず、自宅待機のうえ、速やかに大学に報告してください。なお、この場合において、学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはしません。

・新型コロナウイルスへの感染が疑われる方と濃厚接触があり、大学から自宅待機の指示を受けた場合は、指示が解除されるまでの期間、登校／出勤せず、自宅待機してください。なお、この場合において、学生が自宅待機する期間中は、欠席扱いにはしません。

・自宅待機期間は外出を自粛し、体温を測定し、自覚症状の有無をチェックしてください。

《新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合》

・速やかに大学に報告し、医師の指示に従ってください。※

・新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、或いは心配な場合（学外施設において陽性反応が確認された者が生じた施設に構成員が立ち入った場合を含む）は、登校／出勤せず、速やかに大学に報告してください。※

・学生が新型コロナウイルスに感染した場合については、同感染症が「指定感染症」として、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める「第一種感染症」とみなされることから、治癒するまで「出席停止」となります。なお、この場合において、学生が出席停止となった期間中は、欠席扱いにはしません。

・教職員が新型コロナウイルスに感染した場合については、学校法人新潟科学技術学園服務規程第49条第2項に定める「疾病にかかった場合」を適用し、治癒するまで就業ができなくなります。

※いずれの場合も、大学への報告は、ご家族が行っても差し支えありません。

(8)学生の活動について

・学生の活動のうち、以下の取組みについては、自粛を要請します。

①「3密」の条件に合致するような会食

②合宿・遠征、対外試合、大会、演奏会・ライブ等

・学生は、課外活動を自粛するとともに、健康管理に十分注意してください。

・アルバイトにおいては、感染防止策が十分に取られているかを確認し、感染の危険性が高い環境下でのアルバイトは避けてください。

・L棟（部室棟）は、閉室します。

(9)移動の制限について

《教職員》（新潟県内外を問わず、非常勤講師等を含む。）

・国内出張については、県をまたぐ移動の制限を設けません。ただし、不急の出張は、控えてください。やむを得ず出張する場合は、感染症対策（手洗い及びマスクの着用を含む咳エチケット等）を励行のうえ、出張先地域における最新の感染状況を確認のうえ、場合によっては出張を取りやめる判断を含め、慎重を期して行動してください。

（国内出張は、大学運営上欠かせない学生募集活動や公的な会議への出席等を目的とした用務について主として認めるものです。研究打合せ等は、できるだけメールやインターネットを介して行うことを推奨します。不明な点は、事務部学事課へお問い合わせください。）

・薬学部臨床教員による臨床研修については、研修を可能とします。ただし、臨床教員は校務を最優先にするとともに、実施に際しては、研修先と相談のうえ、研修受入れの許可を得てから行ってください。

・海外出張については、禁止します。

・私的な旅行については、感染症対策（手洗い及びマスクの着用を含む咳エチケット等）を励行のうえ、旅行先地域における最新の感染状況を確認のうえ、場合によっては旅行を取りやめる判断を含め、慎重を期して行動してください。

・国内出張、私的な旅行を問わず、今後、国や地方自治体が「緊急事態宣言（特定警戒）」あるいは「移動の自粛要請」の対象地域等（*）を指定した場合には、これらの地域への移動は、厳に慎んでください。

これらの地域（*）から新潟県内に転入してきた場合、若しくはこれらの地域への移動歴のある場合は、転入日（帰着日）を起算日として、14日間の自宅待機を要請します。

（例）前日を含め10日前に新潟県内に転入（帰着）した場合には、当日を含めて向こう4日間は、自宅待機してください。15日目から、入構を認めます。

《学生各位》

・国内出張については、教職員の引率を、原則とします。（上記のとおり、教職員と同様の取扱いとします。）

・海外出張については、禁止します。

・私的な旅行については、上記のとおり、教職員と同様の取扱いとします。

(10) 大学・教職員による集会等について

・大学や部局・センター等が主催する学外者を招集して開催する催事については、感染防止策を徹底し、人数の制限や催事の様態を熟慮のうえ、感染源とならないよう十分注意することを前提に、実施を認めます。また、高校生及び保護者等による新津キャンパス及び新津駅東キャンパスの見学希望者への対応策として、1組当たり3名を上限（予約制とし、大学担当者が同行すること。）とし、同一時間帯に1組までの入構を認めるものとします。

なお、今後、感染拡大状況によっては、催事の開催を制限します。

・飲食を伴う催事については、原則として禁止します。ただし、オープンキャンパスや長時間キャンパス等に滞在する必要がある催事については、調理済みの弁当に限り、「3密」に十分注意することを前提に、提供を認める場合があるものとします。（この場合、事前に運営会議に提供の可否に関する判断を受けてください。）

・貸切バス等の運行を伴う催事については、原則として禁止します。ただし、オープンキャンパス等、運行する必要がある催事については、事前に運営会議に運行の可否に関する判断を受けてください。

・私的な会食のうち、「3密」の条件に合致するものについては自粛を要請します。

なお、私的な会食そのものを妨げるものではありませんが、「3密」の状態をつくらぬよう十分注意してください。

・教授会等の定例会議、委員会及び研究打合せ等については、短時間で済ませるか、メールやインターネットを介して行うことができる場合には積極的に代用するほか、会議の回数を極力抑制することで、授業等の準備時間の確保を組織的に推進します。

(11) キャンパス閉鎖要件について

・構成員に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合、或いは実際に陽性反応が確認された場合は、キャンパスの一部または全部を直ちに閉鎖し、保健所等との連携のもと、消毒等の必要な対応について判断します。この間、キャンパス内には必要最小限の職員が従事することとし、それ以外の全ての構成員の入構を禁止します。

・キャンパスの閉鎖に際しては、教職員に対しては学内メールを活用し、学生に対しては Portal NUPALS 及び本学ホームページにより、必要な連絡を行います。

《関連ホームページ》

【厚生労働省】

- 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

【文部科学省】

- 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

【外務省】

- 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【新潟県】

- 新潟県内「帰国者・接触者相談センター」一覧

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/corona-center.html>

以 上